

# 暫定ケアプランの 取扱いについて

宇城市福祉部高齢介護課

# 用語に係る説明

---

- **運営基準**: 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (H11.3.31 厚生省令第38号)
- **予防運営基準**: 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (H18.3.14 厚生労働省令第37号)
- **地域包括支援センター等**: 地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業者

# 暫定ケアプランとは

---

- 要介護認定の新規(区分変更)申請等において認定結果が出るまでの間、要支援又は要介護の認定結果を見込んだうえで作成するケアプラン
- 作成が必要な例として、典型的には看取り期等、緊急性が高い申請の場合が想定されるが、これに限られない。例えば、更新申請であれば、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合も、暫定ケアプランが必要となる。

# 暫定ケアプランの作成等について

---

- 暫定ケアプランの作成も、通常のケアプランと同様に、運営基準第13条第3～12号及び予防運営基準第30条第3～13号に定める一連の業務を行うこと。
- 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合は、あらかじめ、居宅介護支援事業者と地域包括支援センター等が、相互に連携を取りながら作成すること。

# 宇城市での取扱い

- 「【マニュアル】暫定ケアプランの取扱いについて」(令和6年10月1日付で宇城市のホームページに掲載済み)のとおり。
- [https://www.city.uki.kumamoto.jp/iryo\\_fukushi/kaigo/jigyousya/2432144](https://www.city.uki.kumamoto.jp/iryo_fukushi/kaigo/jigyousya/2432144)



# 実際にあった質問・疑問①

- 
- Q) 暫定ケアプランから本ケアプランへ移行する場合、本ケアプランの作成日や同意日は、暫定ケアプランの作成日や同意日と同じにしなければならないか。
- A) 日付を遡ることはできないため、同じにする必要はない。

## 実際にあった質問・疑問②

- Q) 要介護と要支援ではモニタリングの頻度が異なるが、要介護等認定申請を行うにあたり、要介護か要支援になるか不明瞭である場合、モニタリングは、どちらの基準に合わせて実施すべきか。
- A) 認定結果が要介護になった場合で、モニタリング未実施※の場合は、運営基準減算となるため、どちらになるか不明瞭な場合は、運営基準に合わせて実施することが望ましい。なお、実施する場合は、可能な限り居宅介護支援事業者と地域包括支援センター等が共同して行うこと。

※特段の事情(利用者の事情により、利用者の居宅を訪問・面接できない場合が主とする)にあたる場合は、その旨を支援経過等に記載すること。

## 実際にあった質問・疑問③

- Q) マニュアルに「要介護の結果を想定せず、あらかじめ居宅介護支援事業所と連携を取っていない場合は適用されないため、自己作成扱いとなる」と記載があるが、自己作成であれば、日付を遡ってケアプランを作成してもよいのか。
- A) 自己作成であったとしても日付を遡ることはできないため、原則、本ケアプラン作成までの間の介護サービス費は、自己負担してもらう必要がある。そのため、居宅介護支援事業所と連携が行えるよう互いに協力、もしくは、事前に、利用者またはその家族に自己作成を依頼することが望ましい。

ご清聴ありがとうございました

---